## 令和5年度第3回愛媛県入札監視委員会 審議概要

| 開催日及び場所                    | 令和6年2月9日(金                                   | 金) 愛媛県水産会館6階大会議室         |
|----------------------------|----------------------------------------------|--------------------------|
| 出席委員氏名                     | 委員長 松村 暢彦<br>委員 高橋 直子<br>委員 森 貴弘<br>委員 渡部 麻紀 |                          |
| 審議対象期間                     | 令和5年8月1日 ~                                   | 令和5年11月30日               |
| 抽出事案                       | 総件数 7 件                                      | (備考)<br>抽出の考え方(抽出担当委員)   |
| 入札後審査型一般競争入札               | 4 件                                          | ・入札・契約方式別、部局別、地域別を基本に抽出。 |
| 指名競争入札                     | 3 件                                          |                          |
|                            | 意見・質問                                        | 回 答                      |
| 委員からの意見 ・質問、それに 対する回答等     | 別紙のとおり                                       | 別紙のとおり                   |
| 委員会による<br>意見の具申又は<br>勧告の内容 | なし                                           |                          |

| 意見・質問                                                                                | 回答                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【県発注工事に係る入札及び契約手続の運用状況】                                                              |                                                                                                                                                                                            |
| ・特になし                                                                                |                                                                                                                                                                                            |
| 【抽出工事に関する説明及び審議】                                                                     |                                                                                                                                                                                            |
| ○入札後審査型一般競争入札                                                                        |                                                                                                                                                                                            |
| 1. 施第2号 松山東警察署 車庫新築工事                                                                |                                                                                                                                                                                            |
| ・工事の規模の割に応札者が2者と少ないが、<br>技術的に難しいといった特別な理由があるの<br>か。また、過去の工事も同様に応札者は少なか<br>ったのか。      | ・本案件の応札者が少ないことについて、特別な理由は把握していない。また、過去の工事についても、3者から5者程度と応札者は少なかった。                                                                                                                         |
| ・2者のうち、落札していない方の業者の評価値について、施工計画の点数が0点であったが、これは、最低限の条件等は踏まえていたものの、工夫が一切見られなかったということか。 | 般的な内容であったため、評価対象とはならな                                                                                                                                                                      |
| ・落札した業者の評価値について、施工計画の<br>点数が15点であったが、これは、他方と比べて<br>工夫が見られる内容であったということか。              | <ul><li>その通りである。</li></ul>                                                                                                                                                                 |
| 2.4 災国補第64号他 大久西海岸 海岸災害 復旧工事他                                                        |                                                                                                                                                                                            |
| 手技術者の育成」の点数が0点であるが、施工上の問題はないのか。                                                      | ・当該業者については、他の県発注工事も多く<br>受注しており、いずれの現場においても施工上<br>の問題は生じていないことから、十分施工能力<br>を有していると考えている。また、0点となっ<br>た評価項目については、いずれも技術力の継続<br>的な確保を目的とした加点項目であることか<br>ら、これらが0点であっても、施工上の問題は<br>生じないものと思われる。 |
| セントである要因は何か。                                                                         | ・1 者応札であることについては、施工箇所が<br>海岸沿いで進入路がなく、資材搬入が困難であ<br>ることから、現場に最も近い業者のみからの応<br>札となったと思われる。また、落札率が100パ<br>ーセントであることについては、同様にアクセ<br>スの悪さから利益率を見込んだ結果、高い落札<br>率になったものと思われる。                      |

- ・現場に最も近い業者が落札率100パーセントでしか落札できなかったことについて、問題がないとは言えないのではないか。同様の条件の場合、同じ予定価格では遠方の業者は落札できず、現場に近い業者しか応札できないこととなり、遠方の業者であっても応札できるような価格設定が必要なのではないか。
- ・能登半島地震において復旧工事が遅れている 原因の一つは、地方の建設業者が疲弊し、業者 数が減少しているためであり、道路啓開でさえ 時間がかかっていると聞いている。公共工事の |原資は税金であることから、効率的に使う必要 がある一方で、公平・公正な競争をいかに促進 していくかということを考えると、地方の建設 業者が生業として成立する必要があり、業者が 正当な報酬を得て儲けることができないと、後 継者以前の問題である。そういった観点では、 1者応札や100パーセントに近い落札率が続く 状況から、建設業者も非常に困難な状況である と推察される。落札率は重要な指標であるもの の、100パーセントであることが悪いとは思わ ない。しかし、高止まりしている状況には違和 感がある。建設業者の育成や維持を考えること が、愛媛県における有事の後のレジリエンスを 高めることに繋がると思われる。能登半島地震 の状況を見るに、様々な災害協定を締結してい ても、それらが実効性のあるものかどうかとい うことには疑問がある。これらの問題を解決す ることは、公共事業が担っている一つの役割で あることから、地方の建設業をいかに維持して いくか、という問題意識をもって、引き続き公 共工事の発注を行っていただきたい。

・本案件の施工箇所について補足すると、進入 路がない海岸沿いであるということに加え、台 風や冬季の荒波による影響が大きいこと、干満 による潮位変化により汐待工事となり作業効 率が悪いこと、そして約500メートル離れた最 寄りの漁港から砂浜に工事用道路を構築する 必要があること、といった理由により現場条件 が良好でないため、落札率が高止まりしたもの と思われる。

## 3.水産第3号の2 漁場整備工事

- ・進捗率34パーセントであることについて、工期が令和6年3月15日までとなっているが、進捗としては問題ないか。
- ・海上の時化等の影響で進捗が遅れているため、繰越を予定している。また、現在は構造物 を工場で製作中である。

| * F                                                                                      | L→ holo                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見・質問                                                                                    | 回答                                                                                                                                                             |
| ・1者応札である要因、また、落札率が100パーセントである要因は何か。                                                      | ・1 者応札であることについては、施工箇所が日振島の沖合と宇和島港からも距離があることから、現場の近くに本店がある有限会社川中建設のみの応札となったと思われる。また、落札率が100パーセントであることについては、下請け等のコストが上昇していることを考慮して、実行予算を積算した結果、高い落札率になったものと思われる。 |
| ・漁獲量の増加を図るために、施工箇所として<br>地理的に遠い日振島を選定した理由は何か。また、藻場を34基・餌場を7基設置することにつ<br>いては、どのように決定したのか。 | ・経験的な部分があることから、漁業関係者からの要望を聞いた上で選定している。また、藻<br>場礁で藻場を造成するためには、自然の藻場が<br>残っている場所に隣接して藻場礁を設置する<br>必要があることから、日振島といった島しょ部<br>が選定された。                                |
| 4. 基設ス歌(5)第1号 歌仙ダム施設改修(その1)工事                                                            |                                                                                                                                                                |
| ・本案件の落札業者と、以前にナンバー1から<br>ナンバー4のゲートの更新を行った業者は異<br>なるか。                                    | ・異なる。ナンバー1からナンバー4のゲートは、平成元年度から平成4年度に実施した前回事業で更新しており、今回受注した業者とは、異なる業者が施工している。                                                                                   |
| ・今治市菊間町の工事を松前町の業者が落札しているが、他に施工箇所に近い業者の応札はなかったのか。                                         | ・本案件は入札参加資格の施工実績として、愛媛県内における工場製作を含む水門扉等工事の施工実績があることを求めており、県内では3者が該当している。その内の1者は所在地が今治市であるが、経験の少なさから、今回応札しなかったものと考えられる。                                         |
| ・ナンバー1からナンバー4のゲートの更新は今治市の業者が施工したのか。                                                      | ・前回事業は県外業者が施工した。その後、県<br>外業者は技術者等の事情により、既に事業から<br>撤退をしている。                                                                                                     |
|                                                                                          |                                                                                                                                                                |
|                                                                                          |                                                                                                                                                                |

| 意見・質問                                                                          | 回答                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○指名競争入札                                                                        |                                                                                                                                                       |
| 5. 土対道改第7号の1 (一) 宇和高山線 土<br>砂災害対策道路工事                                          |                                                                                                                                                       |
| ・予算は変わらないにもかかわらず、工期が3か月半延びることで、人件費等のコストが業者の負担にならないのか。                          | ・現場条件が良ければ本来の工期で十分施工可能であったが、先行工事である切土工事が施工中であり、切土業者と工程調整を行いながらの施工となること、また、現道の交通に配慮しながらの施工となることなどの現場条件もあり、工期延期をする必要が生じた。工期延期に係るコスト負担に関しては、支障ないと考えている。  |
| ・今回の場所を施工箇所として選定した理由は。また、ハザードマップとは関係があるのか。                                     | ・幅員が狭く、かつ、急なカーブにより見通し<br>悪い状況であることから、本箇所を施工することとなった。また、本路線は地震や津波などの<br>災害発生時において重要な道路となる緊急輸<br>送道路に指定されているのみで、本箇所が土砂<br>災害危険区域等に指定されているということ<br>ではない。 |
| 6.上震道改第41号の1 (国) 494号 地震<br>防災関連道路緊急整備工事                                       |                                                                                                                                                       |
| ・落札した業者以外の4者が同額の入札であった理由は何か。                                                   | ・施工箇所が隣接する施工済みの工区について、今回の落札業者が施工していることに加え、今回の施工内容がブロック積みや側溝の施工という一般的な内容で、比較的積算が容易であったことから、同額での入札となったと思われる(予定価格と同額)。                                   |
| ・指名を希望するD等級業者がいないということについて、D等級対象工事を発注する際、管内のD等級業者に対して、選定前に指名希望の有無を聞いているということか。 | ・管内に土木一式工事のD等級業者は1者いるものの、事前に当該業者から県発注工事の指名は辞退する旨の意思表示があったということである。                                                                                    |
|                                                                                |                                                                                                                                                       |

答 口

## 7. 越補河防第12号の1 (二) 野々江大川水系 野々江大川 河川防災緊急対策工事

- ・C・D等級が不在であることからA・B等級 |・本案件は河川内の工事であり、出水時に迅速 業者の中から指名を行っていることについて、 |指名業者検討調書に掲載があるC・D等級業者|旧大三島町内の4業者全てを指名することと はなぜ指名から外れたのか。
  - な対応が必要となることから、施工箇所に近い した。その結果、旧大三島町内のA等級1者、 B等級3者を指名することとなった。
- ・旧大三島町内の業者に限定した理由は何か。
- ・指名業者の選定にあたっては、現場条件や地 域の事情を考慮して行っている。本案件は施工 規模から4者程度を選定することとした上で、 河川工事で出水時の迅速な対応が求められる ことを考慮し、施工箇所に近い旧大三島町内の 業者から指名を行っている。施工規模等に応じ て指名業者数が増える場合には、業者選定の対 象範囲を拡大することとしている。
- ・D等級対象工事をA等級業者が落札している|・D等級業者の育成については重要であると考 ことについて、今後の建設業者の育成のことを「えている。しかし、指名業者検討調書に掲載が 考えると、上位等級の参入を制限する等の対応|あるD等級業者は全て大島の業者であり、施工 も必要になってくるのではないか。
- 箇所である大三島に行くためには、高速道路を 使って橋を渡る必要がある。本案件は河川工事 であり、急な降雨等による出水の際には重機等 の搬出など、迅速な対応が必要であることを考 慮し、施工箇所に近い旧大三島町内の業者から 指名することとした。
- ・橋を渡って他の島に行くことが負担になると 考えると、大島・伯方島・大三島の工事を発注 する際には、毎回、各島々の地元業者が指名さ れることになる。

河川工事なら出水時の対応、道路工事なら土砂 |崩れへの対応など、迅速な対応が必要という条 件はいかようにも言えるのではないか。

迅速な対応は確かに必要であるが、そうした条 件を強調し過ぎると、地域の建設業者の育成に あまり繋がらないのではないかと思われる。

・指名業者の選定にあたっては、地域の指名業 者の育成に資する配慮を、是非お願いしたい。

(問い合わせ先)

松山市一番町四丁目4-2 TEL 089-968-2294 愛媛県入札監視委員会事務局(県庁総務部行財政改革局行革分権課内)